

## 「第2章」に関する改正意見についての現行条文との対照表

ご提出いただいた「第2章 各主体の権利、役割及び責務」に関する具体的な改正意見について、現行の条文との対照表を作成しました。

### 【第1節 市民】

討議員からの改正意見	現行の条文
<p>(市民の権利)</p> <p>第5条 市民は、<u>自治の主体として</u>、まちづくりに参加する権利を有します。</p> <p>2 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有します。</p>	<p>(市民の権利)</p> <p>第5条 市民は、まちづくりに参加する権利を有します。</p> <p>2 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有します。</p>
<p>(市民の権利)</p> <p>第5条 市民は、<u>まちづくりの主体として</u>、まちづくりに参加する権利を有します。</p> <p>2 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有します。</p>	<p>(市民の権利)</p> <p>第5条 市民は、まちづくりに参加する権利を有します。</p> <p>2 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有します。</p>
<p>(市民の役割)</p> <p>第6条 市民は、互いに暮らしやすい地域社会を実現するよう努めるものとします。</p> <p>2 市民は、まちづくりに参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。</p> <p><b>3 市内在住の市民は区（自治会活動）への加入に努めます。</b></p>	<p>(市民の役割)</p> <p>第6条 市民は、互いに暮らしやすい地域社会を実現するよう努めるものとします。</p> <p>2 市民は、まちづくりに参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。</p>
<p>(市民の役割)</p> <p>第6条 市民は、互いに暮らしやすい地域社会を実現するよう努めるものとします。</p>	<p>(市民の役割)</p> <p>第6条 市民は、互いに暮らしやすい地域社会を実現するよう努めるものとします。</p>

2 市民は、まちづくりの主役であることから、自らの発言と行動に責任を持つものとしします。

2 市民は、まちづくりに参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つものとしします。

### 【第3節 区】

討議員からの改正意見	現行の条文
<p>(区等の役割)</p> <p>第8条 区は、<u>共通の課題に取り組み、互いに支えあう地域づくりに努めます</u>。</p> <p>2 区は、まちづくりを推進するため、対象地域に住む人等の意見の把握と集約に努めます。</p> <p>3 区は、対象地域に住む人等の参加の機会を確保するとともに、参加、協力に必要な環境づくりに努めなければなりません。</p> <p>4 区長は、区の代表者として、第1項の目的の達成に努めます。</p>	<p>(区等の役割)</p> <p>第8条 区は、<u>対象地域における共通課題を解決し、福祉の向上を図ります</u>。</p> <p>2 区は、まちづくりを推進するため、対象地域に住む人等の意見の把握と集約に努めます。</p> <p>3 区は、対象地域に住む人等の参加の機会を確保するとともに、参加、協力に必要な環境づくりに努めなければなりません。</p> <p>4 区長は、区の代表者として、第1項の目的の達成に努めます。</p>
<p>(区等の役割)</p> <p>第8条 区は、対象地域における共通課題を解決し、福祉の向上を図ります。</p> <p>2 区は、まちづくりを推進するため、対象地域に住む人等の意見の把握と集約に努めます。</p> <p>3 区は、対象地域に住む人等の参加の機会を確保するとともに、参加、協力に必要な環境づくりに<u>努めます</u>。</p> <p>4 区長は、区の代表者として、第1項の目的の達成に努めます。</p>	<p>(区等の役割)</p> <p>第8条 区は、対象地域における共通課題を解決し、福祉の向上を図ります。</p> <p>2 区は、まちづくりを推進するため、対象地域に住む人等の意見の把握と集約に努めます。</p> <p>3 区は、対象地域に住む人等の参加の機会を確保するとともに、参加、協力に必要な環境づくりに<u>努めなければなりません</u>。</p> <p>4 区長は、区の代表者として、第1項の目的の達成に努めます。</p>

<p>(区等の役割)</p> <p>第8条 区は、対象地域における共通課題を解決し、福祉の向上を図ります。</p> <p>2 区は、まちづくりを推進するため、対象地域に住む人等の意見の把握と集約に努めます。</p> <p>3 区は、対象地域に住む人等の参加の機会を確保するとともに、参加、協力に必要な環境づくりに<u>努めるものとします</u>。</p> <p>4 区長は、区の代表者として、第1項の目的の達成に努めます。</p>	<p>(区等の役割)</p> <p>第8条 区は、対象地域における共通課題を解決し、福祉の向上を図ります。</p> <p>2 区は、まちづくりを推進するため、対象地域に住む人等の意見の把握と集約に努めます。</p> <p>3 区は、対象地域に住む人等の参加の機会を確保するとともに、参加、協力に必要な環境づくりに<u>努めなければなりません</u>。</p> <p>4 区長は、区の代表者として、第1項の目的の達成に努めます。</p>
<p>(区等の役割)</p> <p>第8条 <u>区の自治会</u>は、対象地域における共通課題を解決し、福祉の向上を図ります。</p> <p>2 <u>区の自治会</u>は、まちづくりを推進するため、対象地域に住む人等の意見の把握と集約に努めます。</p> <p>3 <u>区の自治会</u>は、対象地域に住む人等の参加の機会を確保するとともに、参加、協力に必要な環境づくりに努めなければなりません。</p> <p>4 区長は、<u>区の自治会</u>の代表者として、第1項の目的の達成に努めます。</p>	<p>(区等の役割)</p> <p>第8条 区は、対象地域における共通課題を解決し、福祉の向上を図ります。</p> <p>2 区は、まちづくりを推進するため、対象地域に住む人等の意見の把握と集約に努めます。</p> <p>3 区は、対象地域に住む人等の参加の機会を確保するとともに、参加、協力に必要な環境づくりに努めなければなりません。</p> <p>4 区長は、<u>区</u>の代表者として、第1項の目的の達成に努めます。</p>
<p>(区等の役割)</p> <p>第8条 区は、<u>市の執行機関との連携のもと</u>、対象地域における共通課題を解決し、福祉の向上を図ります。</p> <p>2 区は、まちづくりを推進するため、対象地域に住む人等の意見の把握と集約に努めます。</p>	<p>(区等の役割)</p> <p>第8条 区は、対象地域における共通課題を解決し、福祉の向上を図ります。</p> <p>2 区は、まちづくりを推進するため、対象地域に住む人等の意見の把握と集約に努めます。</p>

<p>3 区は、対象地域に住む人等の参加の機会を確保するとともに、参加、協力に必要な環境づくりに努めなければなりません。</p> <p>4 区長は、区の代表者として、第1項の目的の達成に努めます。</p>	<p>3 区は、対象地域に住む人等の参加の機会を確保するとともに、参加、協力に必要な環境づくりに努めなければなりません。</p> <p>4 区長は、区の代表者として、第1項の目的の達成に努めます。</p>
<p>(区へ加入したと認める要件を規定する。)</p>	<p>(区への加入) 第9条 本市に住む人は、前条第1項の目的を達成するため、区へ加入しなければなりません。</p>
<p>(区への加入) 第9条 本市に住む人は、前条第1項の目的を達成するため、<u>区の自治会</u>へ加入しなければなりません。</p>	<p>(区への加入) 第9条 本市に住む人は、前条第1項の目的を達成するため、<u>区</u>へ加入しなければなりません。</p>
<p>(区への加入) 第9条 本市に住む人は、前条第1項の目的を達成するため、区へ<u>加入します</u>。</p>	<p>(区への加入) 第9条 本市に住む人は、前条第1項の目的を達成するため、区へ<u>加入しなければなりません</u>。</p>
<p>(区への加入) 第9条 本市に住む人は、前条第1項の目的を達成するため、区へ<u>加入するものとします</u>。</p>	<p>(区への加入) 第9条 本市に住む人は、前条第1項の目的を達成するため、区へ<u>加入しなければなりません</u>。</p>
<p>(区への加入) 第9条 本市に住む人は、前条第1項の目的を達成するため、<u>区(もしくは自治活動組織)</u>への加入に努めます。</p>	<p>(区への加入) 第9条 本市に住む人は、前条第1項の目的を達成するため、<u>区へ加入しなければなりません</u>。</p>
<p>(区への加入) 第9条 本市に住む人は、前条第1項の目的を達成するため、<u>区へ加入し、事業に参加・協力しなければなりません</u>。</p>	<p>(区への加入) 第9条 本市に住む人は、前条第1項の目的を達成するため、<u>区へ加入しなければなりません</u>。</p>

## 【第4節 事業者】

討議員からの改正意見	現行の条文
<p>(事業者の役割)</p> <p>第10条 事業者は、社会的責任を自覚し、地域社会の一員として<u>積極的に</u>まちづくりに寄与するものとします。</p>	<p>(事業者の役割)</p> <p>第10条 事業者は、社会的責任を自覚し、地域社会の一員としてまちづくりに寄与するものとします。</p>

## 【第5節 市議会】

<p>(市議会の責務)</p> <p>第11条 市議会は、市民を代表する意思決定機関として、市政を監視及び評価し、適切な市政運営を<u>確保します</u>。</p> <p>2 市議会は、自治の発展のため、市民の意思を的確に把握し、政策の積極的な立案及び提言に<u>努めます</u>。</p> <p>3 市議会は、市民に積極的に情報公開し、市民参加による開かれた議会運営を<u>行います</u>。</p>	<p>(市議会の責務)</p> <p>第11条 市議会は、市民を代表する意思決定機関として、市政を監視及び評価し、適切な市政運営を<u>確保しなければなりません</u>。</p> <p>2 市議会は、自治の発展のため、市民の意思を的確に把握し、政策の積極的な立案及び提言に<u>努めなければなりません</u>。</p> <p>3 市議会は、市民に積極的に情報公開し、市民参加による開かれた議会運営を<u>行わなければなりません</u>。</p>
<p>(市議会の責務)</p> <p>第11条 市議会は、市民を代表する意思決定機関として、市政を監視及び評価し、適切な市政運営を<u>確保するものとします</u>。</p> <p>2 市議会は、自治の発展のため、市民の意思を的確に把握し、政策の積極的な立案及び提言に<u>努めるものとします</u>。</p> <p>3 市議会は、市民に積極的に情報公開し、市民参加による開かれた議会運営を<u>行うものとします</u>。</p>	<p>(市議会の責務)</p> <p>第11条 市議会は、市民を代表する意思決定機関として、市政を監視及び評価し、適切な市政運営を<u>確保しなければなりません</u>。</p> <p>2 市議会は、自治の発展のため、市民の意思を的確に把握し、政策の積極的な立案及び提言に<u>努めなければなりません</u>。</p> <p>3 市議会は、市民に積極的に情報公開し、市民参加による開かれた議会運営を<u>行わなければなりません</u>。</p>

<p>(「公平」の文言を入れる。)</p>	<p>(市議会の責務)</p> <p>第11条 市議会は、市民を代表する意思決定機関として、市政を監視及び評価し、適切な市政運営を確保し<u>なければなりません</u>。</p> <p>2 市議会は、自治の発展のため、市民の意思を的確に把握し、政策の積極的な立案及び提言に努めなければなりません。</p> <p>3 市議会は、市民に積極的に情報公開し、市民参加による開かれた議会運営を行わなければなりません。</p>
<p>(市議会議員の責務)</p> <p>第12条 市議会議員は、市議会の責務を自覚し、政治倫理の確立に努め、その職務を公正かつ誠実に<u>遂行します</u>。</p>	<p>(市議会議員の責務)</p> <p>第12条 市議会議員は、市議会の責務を自覚し、政治倫理の確立に努め、その職務を公正かつ誠実に<u>遂行しなければなりません</u>。</p>
<p>(市議会議員の責務)</p> <p>第12条 市議会議員は、市議会の責務を自覚し、政治倫理の確立に努め、その職務を公正かつ誠実に<u>遂行するものとします</u>。</p>	<p>(市議会議員の責務)</p> <p>第12条 市議会議員は、市議会の責務を自覚し、政治倫理の確立に努め、その職務を公正かつ誠実に<u>遂行しなければなりません</u>。</p>
<p>(市議会議員の責務)</p> <p>第12条 市議会議員は、市議会の責務を自覚し、政治倫理の<u>向上</u>に努め、その職務を公正かつ誠実に遂行しなければなりません。</p>	<p>(市議会議員の責務)</p> <p>第12条 市議会議員は、市議会の責務を自覚し、政治倫理の<u>確立</u>に努め、その職務を公正かつ誠実に遂行しなければなりません。</p>
<p>(市議会事務局の職員の責務)</p> <p>第13条 市議会事務局の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に市議会の活動を<u>補佐します</u>。</p>	<p>(市議会事務局の職員の責務)</p> <p>第13条 市議会事務局の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に市議会の活動を<u>補佐しなければなりません</u>。</p>

<p>(市議会事務局の職員の責務)</p> <p>第13条 市議会事務局の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に市議会の活動を<u>補佐するものとします</u>。</p>	<p>(市議会事務局の職員の責務)</p> <p>第13条 市議会事務局の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に市議会の活動を<u>補佐しなければなりません</u>。</p>
---	---

## 【第6節 市の執行機関】

<p>(市の執行機関の責務)</p> <p>第14条 市の執行機関は、市民の福祉の向上を図るため、その事務を自らの判断と責任において誠実に<u>執行します</u>。</p>	<p>(市の執行機関の責務)</p> <p>第14条 市の執行機関は、市民の福祉の向上を図るため、その事務を自らの判断と責任において誠実に<u>執行しなければなりません</u>。</p>
<p>(市の執行機関の責務)</p> <p>第14条 市の執行機関は、市民の福祉の向上を図るため、その事務を自らの判断と責任において誠実に<u>執行するものとします</u>。</p>	<p>(市の執行機関の責務)</p> <p>第14条 市の執行機関は、市民の福祉の向上を図るため、その事務を自らの判断と責任において誠実に<u>執行しなければなりません</u>。</p>
<p>(市の執行機関の責務)</p> <p>第14条 市の執行機関は、市民の福祉の向上を図るため、<u>区等と連携のもと</u>、その事務を自らの判断と責任において誠実に執行しなければなりません。</p>	<p>(市の執行機関の責務)</p> <p>第14条 市の執行機関は、市民の福祉の向上を図るため、その事務を自らの判断と責任において誠実に執行しなければなりません。</p>
<p>(市長の責務)</p> <p>第15条 市長は、市民の信託に応え、市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を<u>運営します</u>。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第15条 市長は、市民の信託に応え、市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を<u>運営しなければなりません</u>。</p>
<p>(市長の責務)</p> <p>第15条 市長は、市民の信託に応え、市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を<u>運営するものとします</u>。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第15条 市長は、市民の信託に応え、市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を<u>運営しなければなりません</u>。</p>

<p>(市民との対話が、偏ったものにならないような文言を入れる。)</p>	<p>(市長の責務) 第15条 市長は、市民の信託に応え、市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。</p>
<p>(市の執行機関の職員の責務) 第16条 市の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に職務を<u>遂行します</u>。</p>	<p>(市の執行機関の職員の責務) 第16条 市の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に職務を<u>遂行しなければなりません</u>。</p>
<p>(市の執行機関の職員の責務) 第16条 市の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に職務を<u>遂行するものとします</u>。</p>	<p>(市の執行機関の職員の責務) 第16条 市の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に職務を<u>遂行しなければなりません</u>。</p>
<p>(職員は「誰のため」「何のため」に職務を遂行するかを徹底していくような文言を入れる。)</p>	<p>(市の執行機関の職員の責務) 第16条 市の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。</p>